

第1章 平成23年度事業の概要

. 目的

交通事故被害者等（交通事故により害を被った者及びその家族または遺族をいう。以下同じ。）が、深い悲しみや辛い体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような土壌を醸成し、交通事故被害者等の権利・利益の保護を図ることを本事業の目的とする。

ここでいう交通事故とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

. 事業の概要

平成23年度は、以下の事業を実施した。

本事業の目的の達成に資するため、交通事故被害者等に接する立場にある者の資質を向上させるとともに、交通事故被害者等の自助グループ（「同じような辛さを抱えた者同士が、お互いに支え合い、励まし合うなかから、問題の解決や克服を図り、被害に遭う前の平穏な生活を再び取り戻す」ことを目的に集うグループのことをいう。以下同じ。）に対する支援を行った。

平成22年度の本事業において実施した交通事故被害者の子弟に対するアンケート調査及び今年度において実施するWEB調査（インターネットアンケート）の結果等を踏まえ、交通事故で家族を亡くした子どもの支援に向けたパンフレットを作成した。

. 事業の内容

本事業の目的を踏まえ、平成23年度に行った事業内容の詳細については、以下の通りである。

交通事故被害者サポート事業検討会

自助グループ運営・連絡会議

各種相談窓口等意見交換会

交通事故で家族を亡くした子どもの支援に向けたパンフレットの作成・配布

子どもの頃に交通事故で家族を亡くした遺族に対するWEB調査

なお、本事業は、いずれも内閣府が日本PMIコンサルティング株式会社に委託して実施した。